

# 北海道文教大学学友会選挙管理規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学学友会会則第56条の定めにより制定する。

## (公 示)

第2条 選挙管理委員会（以下「選管」という。）は、投票日の10日前までに選挙に関する要項を公示しなければならない。

- 2 選管は立候補届締切日の翌日、立候補者の氏名・学部・学科・学年及び責任者の氏名・学部・学科・学年を公示しなければならない。
- 3 選管は選挙終了後、直ちに結果を公示しなければならない。

## (立 候 補)

第3条 中央執行委員長1名・副委員長2名は全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙によりそれぞれ選出する。

- 2 代議員は全会員間の立候補制とし、北海道文教大学各学部各学科各学年別に2名を、各学部各学科各学年別の直接選挙により選出する。
- 3 会計監査委員は全会員間の立候補制とし、会員の直接選挙により5名選出する。

## (手 続)

第4条 立候補者は、選管の定める様式に従い届出をしなければならない。

- 2 立候補者の届出は、投票日の10日前より投票日の3日前までとする。なお、届出には責任者1名を連記すること。

## (投票日等の延期)

第5条 選管は、立候補締切日が過ぎても立候補者が無い場合、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

- 2 立候補者の無い役職があった場合、その役職についてのみ前項を適用することができる。
- 3 選管が、選挙に際し重大な支障があると認めた場合、立候補届締切日及び投票日を延期することができる。

## (選挙運動)

第6条 立候補者の選挙運動期間は、立候補届出の翌日より投票日前日までとする。

## (許 可)

第7条 立候補者及び支持者の一切の選挙運動は、選管の許可並びに指示に従うものとする。

## (選挙ポスター)

第8条 立候補者の選挙ポスターは、選管の指定用紙（模造紙半切）を用いることとする。

- 2 指定用紙に記載事項を記入し、所信検印を受けたポスターを、1候補につき3枚以内の掲示とする。

## (投 票)

第9条 中央執行委員長・副委員長の選挙は、連記無記名投票とする。ただし、対立候補のいない場合は信任投票とする。

- 2 代議員の選挙は、各学部各学科各学年別に連記無記名投票とする。ただし、対立候補のいない場合は信任投票とする。
- 3 会計監査委員の選挙は、連記無記名投票とする。ただし、対立候補のいない場合は信任投票とする。
- 4 不在者投票及びその他投票に関しては、選管の指示に従うものとする。

## (投票者の確認)

第10条 選管は投票に際し、投票者を学生証で確認しなければならない。

## (無効投票)

第11条 次の各号に掲げる投票は無効とし、その判定は選管が行う。

- ① 正規の投票用紙を用いないもの

- ② 不必要な文字の記入及び落書きしたもの
- ③ 同一氏名を連記したもの
- ④ 記入文字の確認のできないもの
- ⑤ 投票用紙を破損・汚損したもの
- ⑥ 白紙投票

#### (開 票)

**第12条** 開票は公開とし、全て即日行う。

- 2 開票立会人は、立候補者の責任者とする。

#### (当選者の決定)

**第13条** 中央執行委員長・副委員長の当選決定は次のとおりとする。

- ① 選挙の際、有効投票の過半数を得た者は、その役員に選出されるものとする
  - ② 有効投票の過半数に満たない場合は、上位2名について決選投票とする
  - ③ 決選投票において、有効投票の過半数を得た者が、その役員に選出されるものとする
  - ④ 決選投票において、得票数が同数の場合には、再度決選投票を行う
- 2 代議員は、各学部各学科各学年別に上位2名を得票数順に決定する。
  - 3 会計監査委員は、上位5名を得票数順に決定する。

#### (当選確認証の交付)

**第14条** 前条において当選が決定された者に対し、当選から4日目に選管は当選確認証を交付する。

#### (信任投票)

**第15条** 信任投票の際は、信任投票数が有効投票数の過半数に達した場合、その役員に選出されたものとする。  
また、過半数に満たない場合は不信任とする。

#### (不信任者の立候補停止)

**第16条** 不信任された委員は、その年度全ての選挙において立候補できないものとする。

#### (補欠選挙)

**第17条** 補欠選挙は、本規程の各条項に準じて実施する。

#### (異議申立て)

**第18条** 選挙結果に異議がある者は、投票日から3日以内に文書で次のものに対し、異議申立てをすることができる。

- ① 選管に異議がある者は、中央執行委員会に申し立てる
  - ② 前号の場合、中央執行委員会はこの異議申立てを代議員会に提出し、代議員会はこれを審議する
  - ③ 第1号以外の異議申立ては、選管に訴願する
  - ④ 前号の場合、選管はこの異議申立てを審議する
- 2 異議申立てに対し、各委員会は10日以内に審議決定し、結果を公示しなければならない。

#### (罰 則 等)

**第19条** 本規程に違反した立候補者に対して、選管は立候補の取消及び当選無効の処置をとることができる。

- 2 選挙に関する器物を故意に破損若しくは消滅した場合は、その者に対し、選管の決議に基づき始末書・謝罪書の厳重なる処罰をすることができる。
- 3 前各項の処置を受けた者について、当該選挙に限り選挙権・被選挙権はこれを認めない。

#### (改 正)

**第20条** 本規程の改正は、学生総会における出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 附 則

- 1 本規程は、1999年5月29日から施行する。

#### 附 則

- 2 本規程は、2003年5月8日に一部改正して施行する。